

## 東大和市行政評価実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、事務事業に対する成果を重視するとともに、効果的かつ効率的な行政経営を推進し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 行政評価 効果的かつ効率的な行政経営を推進するための手段として、施策又は事務事業の目的を明確にしたうえで成果を検証し、必要性や効率性などの視点から評価を行うことをいう。
- (2) 施策 東大和市総合計画に掲げる施策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための手段として実施する事務又は事業をいう。
- (4) 施策主管課長 施策を主管する課長（相当職を含む。以下同じ。）をいう。
- (5) 施策関係課長 施策について施策主管課長とともに関連した事務事業を行う課長をいう。

## (行政評価の種類及び実施方法)

第3条 行政評価は、毎年度、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる評価を行うものとする。

- (1) 事務事業評価 事務事業を担当する課において、事務事業の実施状況、課題等を分析し、将来的な事務事業の方向性を検討すること。
- (2) 施策評価 施策主管課長が施策関連課長と連携し、施策の達成状況、課題等を分析し、施策を実現するための手段となる事務事業の将来的な方向性を検討すること。

## (行政評価推進会議)

第4条 市長は、行政評価において、客観性を高め、総合的な観点から評価を行うため行政評価推進会議を置く。

- 2 行政評価推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## (市民意見の反映)

第5条 市長は、事務事業評価を実施する際の参考とするため、必要に応じて市民からの意見を得る方策を講じ、市民や民間の視点を把握するよう努めるものとする。

## (評価結果の公表)

第6条 市長は、行政評価に関する情報及び評価結果を公表するものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。